内職で夫を支え
苦しい生活も助け合いで

合理化による大巾な減俸と、差別攻撃でいま組合員は苦しい生活を強いられています。生活は非常に苦しい状態にあります。だが、三池闘争をたたかった労働者の誇りを失わずみんなねばり強よいたたかいをつづけ、真剣に生活と取組んでいます。

各家族では減賃分の埋め合せにあらゆる創意がこらされ、主婦を中心に一家が真剣に生活に対処しているが、内職をやっている人たちも多くなっています。

内職の種類も多く、家庭内での和洋裁、編物、衣類加工の上請け、ムシロ編み、海苔のミス作り、大島ツムギ織りをはじめ、家庭を離れての町工場での仕事、果樹園の仕事、缶詰工場、鉄工所、飲料店のビン洗い、大工、左官の手伝い、商店の売子、花火工場、煉炭包紙回収、アルバイト行商、旅館の掃除、埋立工事の廃品回収など、そのなかには疲労の大きい肉体労働もあり、多くの種類に分かれています。

港務支部の一主婦は「六人家族で主人が手にする給料は一万一千円です。これでは、どんなに切りつめてもやっていけません」と訴えていた。

だが、疲れた体をむち打つようにして毎日出稼ぎで働いても、それで得る賃金はほんのわずかでしかありません。

町工場で働らく主婦の一人は、「主人が一時間でも残業してくれた方が内職よりもずっとよい。残業でもあれば、私も家に子供たちを残して働らきに出なくともよいのですが……。雨の日などほんとに辛いです」といっています。

主婦会活動と内職

熱心に内職すればいきおい主婦会活動がおろそかになる場合があります。会合や行事への参加がいままで通り行かないからです。

この問題でいま執行部をはじめ各分会でも真剣に検討が加えられています。

港務支部や本所支部では内職をする人たちのためを考え、会議は夜にすることにしています。全員が出席できるようにと、みんなが助け合いの精神で支えあっているのです。

港務支部では月に二回は必ず班会議をひらいているが、内職をする人もしない人もお互いにカバーしあって無理がないようにやっており、そのため出席も良好です。

宮浦支部では「アルバイトをしてでも頑張らなければならないがそのために主婦会の活動がお留守になってはならない。内職するにしても、それはあくまで主人たちの労働条件を守るのが前提だ。組合の組織にブレーキをかけることのないよう注意し合おう」と申合せています。執行部ではとくに、内職で会議に出席が悪い人のためを考えて、職場や地域委員をふくめて、この人たちが中心となつて小さく班単位で会議をひらくよう推進してもらっています。

本所支部ではなるべく集団的な内職の方向へ指導するとともに、みんなで討議し助け合いのなかでやるようすすめており、そして、金儲けということではなく、あくまで三池の労働者であるという衿持を忘れず、収入を工夫するのだという気持に立つよう呼びかけています。

組織を拡げつつ

内職をするにしても、それをたんなる賃用稼ぎに終らせないよう努力しているのはさすがに三池の主婦たちです。一部の主婦たちは出かける職場でコツコツと組合のオルグ的な活動をやっています。

また、これが機会となって家庭の民主化が非常に高くなつたとはほとんどの主婦たちがいっていることです。

本所支部原分会では会議のとき内職で得た金の一部で茶菓子を買っているが、これが分会相互の親密感をさらにまして、団結の強化にも役立っています。

ある分会では留守をする家庭の子供たちを、分会や班の人たちが見守ってやろうという動きにまで発展しています。

本所支部機械分会では、分会で仕事を探しそれをとくに生活に困っている人に割当てているが仕事をした人たちは賃金の一部を分会費にカンパして成果をおさめています。

主人へのカンパだ

内職をしても組織に影響を与えてはならないとみんなが真剣に考えており、内職で得た金は職場で抵抗をつづけている主人へのカンパであり、この生活の苦しさを打破るものはあくまで組合の力、団結いがいにないと、内職を前向きの方向へもって行くよう努力がつづけられているのです。

内職をつづけている主婦たちはこう語っています。

「身体は疲れるし賃金はとても安い、帰ればはうようにして台所仕事をやっています。主婦会の会合にも欠けることがありますが、そのたびに皆に済まないと心の中でわびています。だが、こんなことではいけないと考え、たとえ会議のときは仕事を休んでも出席しなければならないと思っています」「仕事をして始めて主人たちの苦労が分かりました。生活は苦しいが主人も私をいたわり私も夫を励まし、そして労働の尊さをしみじみ味合っています」「身体はサロンパスだらけです。だが負けずに仕事をつづけています。一日も早く内職をしなくて済むような賃金がとれるように、みんなでがんばらなければならないと思いながら働らいています」と。

"バッチ"を胸に
みんながぜひつけよう

いま三池労組の全組合員・全家族がいままでに考えたこともないほどの苦しいたたかいを経験しています。

また、いまくらい組合員同士が家族同士が助け合い励まし合ったこともありません。

これはあまりにも一方的で卑劣な会社側の差別や切崩しに対する抵抗が、どんなに強いかを示しています。

第二組合が憎いからという感情的なものだけでもないのです。

私たちは「人間としての正しさ」「労働者としての誇り」が、私たちの抵抗を支えていることを感じないわけにはいきません。

内心では不安がっているくせに会社にとり入つておけば何とかなる、という連中からすると私たちは「バカ正直」だとか「スジを通すばかりだ」とかいわれるかもしれない。

しかし「仲間を裏切ること」だけはしたくない。先々で子供たちに「裏切りだけはするな」と教える資格を私たちは持っていたい。

「正直者の怒り」は「労働者としての誇り」とともに私たちの胸の中で燃えたぎっています。

妻や子供たちの本当の幸せのために、私たち三池労働者は、バッチを胸に正々堂々と今日も明日も頑張り抜きましょう。

就職対策だより
全員就職めざし
就職状況と今後の対策

一、二〇〇名の離職者については就職対策委員会が中心となつて、全員の完全就職めざして活動しているが、東京、大阪には常駐者を置き就職開拓にあたっています。

三池現地での個別面接も第五回を迎えているが、現在までの就職状況をみると

就職した人（予定者も含む）二〇八名、転出者　七八名、職業訓練所入所二二四名

計　五一〇名

となっています。

主な就職地は東京四四名、神奈川一六名、愛知二三名、大阪五一名別に訓練所二九名、兵庫二三名、福岡四三名別に訓練所一三名、熊本二四名別に訓練所一八〇名。

就職者の紹介経路は相談所八〇名組合四九名、個人開拓六一名、会社一八名、会社の離職者に対する就職あっせんはこの数字を見ても不誠意さがうかがわれます。

就職者の各業種別分類は、いま職対部で整理中であるが、大別すると組合関係へ三三名、残りが一般会社への就職となっています。

三興タクシー発足

未就職者にたいして職対部ではこのほど最終調査をおこなつたが、それによるとつぎの数に分けられています（職業訓練所入所者は一応の就職方向をもったものとして一応除外した）

県外希望二二七名（職業訓練所希望七〇名）、市内希望三七七名（訓練所希望九一名）、組合企業三四名、自営業六〇名、その他五〇名の計八〇九名となつています。（重複の一七三名を含む）

現地での個別面接は現在第五回目を迎えているが、第四回面接までに面接に応じた人は延七五五名、うち具体的に求人に応じた人が二五五名、就職決定者二四名、内定者二一名をみています。

一方、自営業希望者は当初二一八名だったが、関係金融機関と貸付金問題で折衝するなかで、貸付基準に該当しない人や土地の問題などで当初の希望者が減っています現在資金の借出しができるように書類の整備中です。

組合企業では、まず三興タクシーが認可もおり五月八日に地鎮祭をおこない、企業として正式に発足します。人員は一八名。

燃料企業は土地の問題で話し合いをつづけていたがこのほど解決、認可の手続きを県に申請中です。名称も"青葉燃料"として大牟田市青葉町で営業することにしているが、現在四名で作業をすすめています。

建材企業はいま土地その他の問題について折衝中です。

農場、養鶏、養豚企業は当初希望者が二四名だったが、現在八名で作業をすすめています。中央での折衝段階もすみ、県庁へ手続き申請中です。はじめの計画では三万三千坪であったが、二万三千坪になり、五月九日から県と話し合いをもち、計画などを立案してもらうことになっています。

困難な市内就職

こんどの対策として、まず県外就職希望者（二二七名）にたいしては、組合での最終調査も終り具体的に希望地区が出てきたので相談所の方で府県別に求人票をつくるとともに、各人の就職条件を明らかにしながらそれによって求人開拓をすることにしています。

市内就職希望者（三七七名）については高年令者、家族の多い人や家庭的な問題で大牟田を離れられないという人が多いのだが**大牟田周辺での求人状況は**無皆といってよい実情です。

大牟田市の就職対策委員会でも市内会社に求人開拓をあっせんにつとめているが、とくに職対部としては市内就職状況とてらし合せてもう一度市内希望の理由を再検討してもらい、県外に出られるよう指導するように努力しています。

県内希望者……大牟田市の就職対策委員会が北九州各会社を回って開拓しているが、その結果が九日に集約されるので、それによってあっせんをすすめることにしています。

職訓希望者……起訴、提訴者は是非申込むこと。入所しても高年令者の場合は必ずしも最上とはいえないときもあります。というのは高年令者に見合った求人もあるからです。

希望していても再就職に応じてもよいという人には、その方を極力指導することにしています。

大要以上のような方途をもつてこんどの対策にあたることとし全員が就職できるよう努力がつづけられています。

なお、これまでの就職者の条件は賃金面では平均一万五千円から二万円、住宅は設備されている所とない所があるがほとんどの人が住宅も確保されています。

法・廷・だ・よ・り
法廷で闘う仲間
現在までの闘いの経過

私たちは三池争議を通じて三一五名の検束者と一九五名にのぼる起訴者をだしていますが、一九五名の被告と呼ばれる人たちは、いまそれぞれの法廷で、次のような法廷闘争を進めています。

【福岡刑事一部】

昭和三十五年三月二十八日午前六時半頃、第二組合員約五百名はスト破りのために設けられた三川鉱東仮設門の前にピケをはっていた一五〇名の三池労組ピケ隊に、正面から目つぶしやその他の凶器をふりかざしておそいかかり、これに呼応して会社構内からは職員やろう城中の第二組合員らが、ボタ石やその他の凶器をピケ隊めがけて投げつけ、ピケ隊は内外からの集中的暴力の攻撃を受けて眼をえぐられた組合員をはじめ、百名前後の重軽傷者を出した。このすきに第二組合員らはピケを突破して構内に乱入するという暴挙を敢行したのです。

これがいわゆる三川鉱事件で野田春次被告他三十四名、炭労中執の石塚執行員も含まれています。

この事件は昨年十月二十八日第一回を福岡地裁刑事一部で審理され五月公判では延べ十九開廷目を迎えます。

五月公判では、弁護団の冒頭陳述（証拠によって証明すべき事実の主張）と検察側証人として出廷する渡辺人事部長に対し、反対尋問が行なわれ、弁護側証人としては灰原書記長が出廷します。

【福岡刑事二部】

刑事二部は略称を会社構内事件と呼ばれ、被告団は川畑昭二路さん他八名です。

この部の主な事件といわれているのは、昭和三十四年八月十三日に本所体育館でおこった賃金分割、期末手当不払いにたいする抗議事件と、昭和三十五年五月七日のホッパー事件や、港務所港駅事件が含まれています。公判は昨年の十一月十日に第一回公判が行なわれ五月公判で九開廷目を迎えます。すでに現場検証を終り、十八日から三日間にわたって行なわれる公判では、港務所貯炭出来高分会のブルトザー雇入れに伴う職場闘争事件が審理され、検察側証人として会社幹部五、六名が出廷し主尋問と反対尋問が行なわれる予定です。

【福岡刑事三部】

三池闘争中に社宅でおこった事件はほとんどこの部で審理されています。新港の横川事件や昨年五月二日に四山社宅でおこった長崎派遣独立大隊事件、四山社宅主婦抗議事件等で、主婦会員五名を含めて被告団は二十四名です。

公判は証拠調べの段階にはいりそれぞれ分離して進められています梅沢被告他八名関係は五月二十二日から三日間、弁護側証人が出廷して事件の真実と官憲の不当な弾圧や罪状の数々について証言することになつています。

【福岡刑事四部】

福岡刑事四部は新しく新設された部で、争議中の社宅、構内事件の一部と宮浦鉱新開たて坑沖の海戦事件がはいっています。

事件の主なものは昨年七月二十日の全労事件、三月二十七日の本所水道課事件、宮浦勝立社宅警官抗議事件で、被告団は相浦和弘さん他二十六名で宮川組合長、四山木村支部長もこの部で法廷闘争を進めています。海戦事件は次回公判では起訴状に対する釈明と被告団の意見陳述が行なわれ、その他の関係では検察官の証人申請と現場検証が予定されています。

【大牟田地裁】

大牟田地裁関係での被告団は組合員四名と主婦会員三名です。

事件は職制や第二組合員に対する抗議をしたことにたいする罰金処分を不当として、正式裁判を請求したのがほとんどです。

組合員四名関係は冒頭手続きを終り証拠調べにはいります。

主婦の人たち三名は第一回公判で起訴状に対する釈明と意見陳述が五月八日大牟田地裁で行なわれます。

【熊本刑事一部】

荒尾署管内でおこった争議中の刑事事件は、すべて熊本地裁の安東裁判長係でおこなわれています。

安東裁判官の罪状の数々については、すでに「みいけ」を通じて何回も紹介しましたが、いま弁護団や被告のなかでは"東の飯守、西の安東"と彼の悪らつぶりをこう呼んでいます。被告団は四山支部の百田昭さん他四十八名で、約二十名の被告はまだ一回も裁判を受けてない人もいますので、部を増設して早く裁判を受けられるよう弁護団と組合では裁判所に申入れをしています。

四月十日には百田昭さん他五名に対する弁護団の冒頭陳述が行なわれました。冒頭陳述は百頁を越えるぼう大なもので

第一部　戦前の三池炭鉱における三井独占資本の労務政策

第二部　三池炭鉱労働組合の結成とその活動

第三部　今次三池争議の本質とその具体的展開

第四部　権力の暴力支配

第五部　国内外の支援

などからなっていて、この冒頭陳述のなかで争議中の裁判所の不当な反憲法的仮処分決定の暴挙に対して陳述したことに対し、裁判長安東は法廷等秩序維持に関する法律違反として、横山弁護士に三万円の過料処分を行ったのをはじめかずかずの一方的訴訟指揮にたいし、いま弁護団では裁判官訴追委員会に取り上げさせるよう資料作成中です。次回公判は五月十五、十六、十八、十九日熊本地裁で行なわれます。

【玉名地裁関係】

玉名地裁では主婦会の人を中心に四十三名の公判が行なわれています。事件は昨年三月二十八日三川鉱事件がおきた日に、緑ガ丘の主婦会で第二組合員に抗議したさい社宅の家庭で抗議したことが住居侵入になったとして取扱はれているもので、最初は略式命令で罰金処分がいい渡されていたが、後に検事告訴に変った分です。

公判はABCの三グループにわかれ、先月公判で主婦の人たちは堂々と意見陳述を終り、次回公判の五月二十九、三十、三十一日は検察官の冒頭陳述と証拠申請が行なわれることになっています。

【全学連事件】

昨年七月二十二日三池でのオルグ団解散決起大会終了後デモ中、大牟田警察署前で大がかりな警官による暴行事件が発生しました。警察官による大がかりな暴行が、公然とおこなわれたのです。

これが全学連事件で公判は冬、春の休みを利用して集中審理が行なわれ七月には判決がいい渡される予定です。

以上が刑事事件公判の進行状況です。公判闘争の全体の中では、冒頭手続きを終り、証拠調べの段階にはいったところです。三川鉱事件と海上事件はこれからさらに長期な法廷闘争が予想されますが、他の事件については来年の中旬頃までには結審されるものと思われます。

【民事関係】

福岡地裁の民事部では一六八名の提訴者と遠藤分会長他五名の解雇無効の裁判がおこなわれています。一六八名の提訴者中本所支部所属の六名については会社の解雇理由の書面が出されていますが、その他の者についてはまだ出されていません。弁護団の追及で七月までには残り全員の解雇理由が出される予定です。いま提訴者は解雇理由の反対準備の書面作成にかかっています。

その間、遠藤さんの問題と林、下田、岩山さんの問題の裁判が進められています。四月公判では遠藤事件での会社証人に対して尋問が行なわれ、近く組合の証人も出廷する予定です。